

件名	資源循環局鶴見工場及び環境創造局北部汚泥資源化センターで発電した余剰電力の売却		
履行場所	鶴見区末広町1丁目15番地1、鶴見区末広町1丁目6番地1		
履行期間	平成28年4月1日から29年3月31日まで		
入札参加条件	営業種目	電力・都市ガス	
	所在地区分	市内、準市内及び市外	
	その他	(1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。 (2) 平成27・28年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「電力・都市ガス」の「細目A 電力」に登録が認められている者であること。 (3) 公表時に指定する入札参加意向申出の期限の日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。 (4) 当該業務又はこれと同種の業務の過去2年以内の実績を有する者であること。 (5) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年6月11日成立）による改正後の電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定に基づき小売電気事業登録の申請を行っている者であること。	
提出書類	①公募型指名競争入札参加意向申出書 ②納入（製造）実績調書 ・入札参加条件のその他(4)、(5)に該当することを証する書類		
支払条件	前金払	しない	部分払 する（12回以内）
最低制限価格制度	該当 ・ 非該当		
備考	・平成28年度横浜市各会計予算が平成28年3月31日までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。 ・この入札は、余剰電力売却仕様書の内訳における各数量の単価に基づく計算による、総価により行います。 ・契約の相手方に対し、横浜市契約規則第36条に掲げる契約保証金等の納付を求めます。ただし、横浜市契約規則第37条に掲げる第1項から第6項のいずれかに該当すると市長が認めるときは、契約保証金等の全部の納付を免除します。		